

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公表番号】特表2011-501016(P2011-501016A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-528970(P2010-528970)

【国際特許分類】

F 01 N	3/28	(2006.01)
D 04 H	1/40	(2006.01)
D 04 H	1/42	(2006.01)
D 04 H	1/58	(2006.01)
D 04 H	1/46	(2006.01)

【F I】

F 01 N	3/28	3 1 1 M
D 04 H	1/40	A
D 04 H	1/42	A
D 04 H	1/58	Z
D 04 H	1/46	Z
F 01 N	3/28	3 1 1 P

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月7日(2011.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

触媒コンバータに汚染防止装置を実装するためのマウンティングマットであって、前記マウンティングマットが、1nm～100nmの平均直径を有する無機粒子が中に分布された無機纖維の不織マットを含み、前記マウンティングマットが、有機結合剤を含まないか、又は前記マウンティングマットの総重量に基づき5重量%以下の有機結合剤を含有するものである、マウンティングマット。

【請求項2】

少なくとも0.5重量%の前記無機粒子の粉末が前記マットに含有されている、請求項1に記載のマウンティングマット。

【請求項3】

前記マウンティングマットが膨張性材料を更に含有する、請求項1または2に記載のマウンティングマット。

【請求項4】

前記無機粒子の粉末が、シリカ、アルミナ、若しくはジルコニアである酸化物、チタニア、又はケイ酸塩を含有する、請求項1から3のいずれか1項に記載のマウンティングマット。

【請求項5】

汚染防止装置であって、ハウジングと、前記ハウジング内に配置された汚染防止要素と、前記汚染防止要素及び前記ハウジングの間に配置されて前記汚染防止要素の位置を定め、並びに機械的衝撃及び熱衝撃を吸収するマウンティングマットとを有し、前記マウンテ

イングマットが請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のマウンティングマットを含む汚染防止装置。

【請求項 6】

請求項 1 に記載のマウンティングマットを作製する方法であって、

( i ) 成形ワイヤの上に置かれる、開かれた底を有する成形ボックスの入口を通して無機繊維を供給し、前記成形ワイヤの上に纖維のマットを成形する工程であって、前記成形ボックスが、前記入口とハウジング底との間のハウジングに少なくとも 1 列に備えられた、纖維の凝集を解きほぐすための複数の纖維分離ローラーと、エンドレスベルトスクリーンと、を有するものである、工程と、

( i i ) 繊維分離ローラーの下であり前記成形ワイヤの上にある前記エンドレスベルトの下位走行部上の纖維の凝集を捉える工程と、

( i i i ) 捉えられた凝集が前記エンドレスベルトから解放され、前記ローラーに接触して解きほぐされることができるように、纖維分離ローラーの上にある前記エンドレスベルト上に捉えられた纖維の凝集を搬送する工程と、

( i v ) 前記纖維のマットを、前記成形ワイヤによって前記成形ボックスから出して移動する工程と、

( v ) 前記纖維のマットを圧縮し、前記纖維のマットをその圧縮された状態に拘束し、それにより触媒コンバータのハウジングに汚染防止要素を実装するために好適な望ましい厚さを有する、マウンティングマットを得る工程と、を含み、

前記マウンティングマットに、1 nm ~ 1 0 0 nm の平均直径を有する無機粒子が提供される、方法。

【請求項 7】

無機粒子の粉末を前記成形ボックスに供給することによって、前記マウンティングマットに前記無機粒子が提供される、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

前記無機繊維を前記成形ボックスに提供する前に、前記無機粒子の分散液を前記無機繊維に散布することによって、又は前記繊維のマットの圧縮の前又は後に前記繊維のマットに前記分散液を散布することによって、前記マウンティングマットに前記無機粒子が提供される、請求項 6 に記載の方法。